評価 結果

作成年月日 平成20年11月25日 事業担当課 河川 課

事業名 広域基幹 迫 川(長沼川)河川改修事業 補助・単独の別 補助 事業主体 県 宮 城 施行地名 登米市 【位置図後掲】 管理主体 宮 城 県

根拠法令 河川法第60条第2項

事業目的 長沼川は現況が旧迫川に合流しているが、下流部は農業用排水路として利用されており、断面が非常に狭く河床勾配が緩いため水質の悪化が問題となっている。さらに左岸側には旧迫町の中心市街地を抱えており、大雨洪水時には内水被害等も生じている。このため、新たに迫川放水路及び調整池を設け、長沼からの浄化水の導入により水質の改善を図るとともに、下水道事業と連携し、市街地の安全度向上を図るものである。

事業内容

事

	事 業 着 手 時 (昭和61年度)	河川改修延長 L = 3,400m 築堤、掘削、護岸、樋門、樋管、床固工、帯工、道路橋、 サイフォン、堰、揚水機場
	再 評 価 時 (平成10年度)	河川改修延長 L = 3,400m 築堤、掘削、護岸、樋門、樋管、床固工、帯工、道路橋、 サイフォン、堰、揚水機場
	再 々 評 価 時 (平成15年度)	河川改修延長 L = 3,400m 築堤、掘削、護岸、樋門、樋管、床固工、帯工、道路橋、 サイフォン、堰、揚水機場
ĺ		

業

再 々 評 価 時 河川改修延長 L = 3,400m (平成20年度) 築堤34,000m3、掘削100,000m3、護岸15,800m2、樋門一式、 樋管一式、床固工 1 基、帯工 2 箇所、道路橋 5 橋、サイフォン 2 基、 堰一式、揚水機場 1 基

ഗ

【事業内容の変更状況とその要因】

・事業量の変化はない。

概

事業費

	7	1	1	
•	-	Ž	5	,
	_	•	_	•

	全体	事業費	I MAI	費 用 負	担 内 訳	
			国	県	市町村	その他、
		内用地費	[50 %]	[50 %]	[- %]	[- %]
事業着手時(昭和61年度)	10.0 億円	2.0億円	5.0億円	5.0億円	- 億円	- 億円
再一評 (平成10年度)	73.5 億円	16.5億円	36.75億円	36.75億円	- 億円	- 億円
再 夕 評 価 時 (平成15年度)	73.5 億円	16.5億円	36.75億円	36.75億円	- 億円	- 億円
再 夕 評 価 時 (平成20年度)	73.5 億円	16.5億円	36.75億円	36.75億円	- 億円	- 億円

- 事業費增加度(重点評価実施基準 指標4) = (再評価時事業費 事業着手時事業費) / 事業着手時事業費
 - = (73.5 10.0) / 10.0

= 635.0%

【事業費の変更状況とその要因】

・工事費と用地買収単価の見直しにより増額となった。

事業費増減対照表

	再 (平成	平価時 10年度)	再々(平成	評価時 20年度)	増	減	お田の十七四七
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	変更の主な理由
本工事費		23.0%		23.0%		%	
1272		16.9億円		16.9億円	-	0 億円	
築堤・掘削・護 岸工	3,400m	15.0億円	3,400m	15.0億円	-	億円 0	
その他	一式	1.9億円	一式	1.9億円	-	0 億円	
測量及び試験費		7.3%		7.3%		%	
//d=/// H-1/3//32	一式	5.4億円	一式	5.4億円	-	0 億円	
用地費及び補償費		22.7 %		22.7 %		% 0./ = .П	
	一式	16.7億円	一式	16.7億円	-	0 億円	
その他工事費等		47.1 %		47.1 %		0億円	
	一式	34.6億円	一式	34.6億円	-	□1息円	
合計		100 %		100 %		100 % 0億円	
	一式	73.5億円	一式	73.5億円	_	い息円	

前々回再評価時(平成10年度)との比較とした。

事業の進捗状況 |規則第24条第1号関係 業

事業期間

事 業 着 (昭和61年)	手 時 度)		再	į (:	評平原	価 は15年	度	時)			F	事	々 (平	評 成2	価 0年	時
事業採択予定年度	S.61年度	事	業	採	択	年	度	\$.61年度	事	業	採	択	年	度	S.6	1年度
用地買収着手予定年度	S.61年度	用	地買	収	着	手 年	度	\$.61年度	用	地買	収	着	手 年	度	S.6	1年度
工事着手予定年度	S.61年度	Ι	事	着	手	年	度	\$.61年度	I	事	着	手	年	度	S.6	1年度
		計	画変	更	実	施年	度	H. 年度	計	画変	更	実	施年	度	Н.	年度
完成予定年度	H.30年度	完	成	予	定	年	度	H.30年度	完	成	予	定	年	度	H.4	0年度

・土木行政推進計画の見直し(平成20年5月改訂)により事業完了年度を10年延長し、平成 40年度とした。

事業停滞年数(重点評価実施基準指標1)= 0年(停滞なし) 概 事業工期延伸度(重点評価実施基準指標3) = (変更後予定事業期間)/(当初予定事業期間) = 43 / 33 = 1.30

進捗率

平成20年度までの 進捗率 進捗率 事業費 内用地費 27.39億円 37.3 % 16.0 億円 95.8 %

- 事業工程乖離度(重点評価基準指標2) = (累加投資事業費/現全体事業費)-(累加年単純割額/現全体事業費) = (27.39 / 73.5)-(39.31 / 73.5) = (37.3)%-(53.5)%= 16.2%

事

要

ത

【事業の進捗状況(順調でない場合にはその要因)】

事

・河川改修を実施するにあたり、各年度の事業費配分見直しにより、当初事業期間を10箇年延長する事とした。事業工程乖離度は-16.2ポイントとなっているが、用地買収も殆ど完了しており、事業を進められる状況になっていることに加え、大きな懸案事項もなく、土木 行政推進計画にも沿った進捗となっている。

業

【今後の進捗の見込み(事業スケジュール表後掲)】 ・平成14年7月の台風6号の際も内水処理が大きな問題となっており、登米市の雨水公共下水 道計画との調整を実施している。放水路区間の用地補償が完了したことから、今後雨水下水道計画と連携した事業の実施により、市街地の浸水被害の軽減を図るべく、事業費の集 中投資が必要となってくる。

ഗ

施設管理の予定・管理状況

概

・河川維持管理計画を策定し、管理区間を重要度により4区分に分け、a区間が月1回、b区間が年4回、c1区間が年2回、c2区間が必要時にパトロールを実施し、必要に応じ支 障木伐採、堆積土砂撤去等の維持管理作業を実施している。

要

上位計画等

・土木行政推進計画【宮城県土木部】(平成20年5月改訂)により、平成40年(予定) まで計画的に事業を行い、完成させる予定である。

事

事業を巡る社会経済情勢等 | 規則第24条2号関係

業

ഗ

必

社会経済情勢

- 平成14年7月の台風6号の際も内水処理が大きな問題となっており、登米市において雨水公共下水道の事業認可を取得して、事業化を図るまとしており、その事業進捗と連携を図りなれる質はは200円は、非常に強い河川である。
- である。 それを裏付けるように、放水路区間の用地補償が完了しており、地元の河川改修に寄せる要望は事業着手時と変化はなく、流域が市街地化している事から、要請は強まっている。 放水路区間より下流部の現長沼川は、河床高が高く流水が澱んでいる事から、長沼がム完成 後は、長沼川へ正常流量を供給する計画である事からも、放水路の早期完成は環境面から
 - も望まれている。
 - 過去の浸水被害は、 過去最大が平成14年7月発生の台風6号によるもので、 トa、その他、平成6年9月、平成11年6月、平成11年7月、平成11年9月など。 ・度重なる洪水被害を経験しており、住民の防災意識は高く、ハザードマップも平成19年
 - 度に作成されている。

要

地元情勢、地元の意見

登米市迫町佐沼地区湛水地域行政区長、関係行政区代表より、引き続き、迫町中心市街地 の浸水被害軽減、並びに水質改善のため、長沼川の整備促進を要望されている。 過去の浸水被害は、上記のとおりであることから、地元での河川改修事業促進の声は極め 性

て高い状況にあり、地元役場から毎年のように陳情が来ている。

事業効果

事

効果の発現状況

- 放水路区間は、用地補償が平成20年度までにほぼ完了している。
- その上流側河道改修区間については、右岸側で実施されている土地区画整理事業との調整 を図るため、一部橋梁改築、農業用水路の付替工事等を実施している。
- ・放水路に係る用地補償が完了したばかりであり、事業効果発現には至っていない。

ഗ

業

有

想定される事業効果

効

・放水路整備より、佐沼市街地の約600ha区域が1/10の治水安全度が確保され、併せて登 米市での雨水下水道の整備に進捗により、浸水被害の軽減が図られる。

性

関連事業の概要・進捗状況等

- ・長沼ダム建設事業
- 1.洪水調節

事

業

ー環として、ダム地点における計画高水流量1,700m3/Sのうち、600m3/Sの洪水調節を行う。(氾濫防止面積:9,500ha・洪水防御人口:69,558人)
2.流水の正常な機能維持

既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るため必要水量を確保する。

3.湖面の有効利用

県教育庁との共同作業により県営漕艇場を整備することにより、湖面の有効利用を図

・進捗状況

平成19年度末現在 83.9%

・完成年度:平成24年度(予定)

効

ഗ

登米市公共下水道事業(雨水)

・同事業について、平成20年度に事業認可を取得する予定となっており、現在、登米市に おいてそれに向けた検討を実施している。

妪

代替案との比較検討 規則第24条第3号関係

性

長沼川放水路については バック堤またはセミバック堤 自己流+ポンプ、遊水地 等の案が考えられるが、 案につ 等の案が考えられるが、 案については、築堤が市街地に及ぶので非現実的であり、 案を採用する。放水路下流左岸地区は低標高の水田地帯となっており、ここを調節池として利用 し、ポンプ排水とあわせて自己流堤方式とした。

また、迫川合流部には排水機場も計画されており、調節地及ポンプの規模については、両者の相関と妥当投資額より最適規模を決定しており、代替案の可能性はない。

コスト縮減計画 規則第24条第4号関係

・放水路により分断される道路の機能補償として橋梁等の設置が必要となるが、施設管理者 と協議の上、統廃合を図り、橋梁新設を極力減らす等のコスト削減を図る事としている。

費用対効果 規則第24条第5号関係

根拠マニュアル:治水経済マニュアル(平成17年版) 社 会 的 割 引 率:4%

便益算定期間:50年

事

業

ഗ

	区分	事業着手時基準年(昭和61年)	再 評 価 時 基準年(平成15年)	再 々 評 価 時基準年(平成20年)
費	建設費		7,350 百万円	7,350 百万円
用	維持管理費		2,354 百万円	2,524 百万円
項	総費用		9,704 百万円	9,874 百万円
目	現在価値(C)		7,798 百万円	8,177 百万円
餌	総便益		88,830 百万円	96,480 百万円
便置目	現在価値(B)		31,793 百万円	34,329 百万円
費用	便益比(B/C)		4.077	4.198

【前回再評価時との違いの要因】

・資産分布、資産価値の変動により違いが発生している。

効

率

性

長沼川費用対効果の算出について

・費用対効果については、「治水経済調査マニュアル」(案)(国土交通省)(平成17年4月 改正)に基づき「洪水氾濫被害の防止効果」を、治水施設の整備期間と完成時点から50年 間を評価対象期間として便益評価を行う。

事業の費用(C)

事業着手時点から治水事業の完成に至るまでの総建設費と現在価値化したものを対象と する。維持管理費については、事業費の0.5%/年とし、完成時点から50年間発生するもの としている。

費

2 事業の効果(B)

用

対

効

果

(1)事業の効果は、河川改修によって軽減される被害額(=被害防止効果)を算出。

(2)計画対象規模を含むいくつかの降雨を設定し、治水施設の整備によって防止し得る被害 額を便益とする。このとき、被害額は一般資産、農作物、公共土木施設等に区分して算出

・一般資産:家屋、家庭用品、事業所の資産等

・公共土木:河川、道路橋梁、鉄道、電力の施設等

・農 作 物:田畑別の生産量

(3)評価時点を現在価値化の基準点とし、治水施設の整備期間を治水施設の完成から50年間 を評価対象期間とし、総便益Bを算定する。

ここで割引率は、「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針」(建 設省、平成11年3月)により、r=4%とする。

3 計算(単位:百万円)

総費用計算

現在価値化した総費用(C) = 建設費 + 維持費 = 7,279+898=8,177 総便益

分

確率年		被害額		平均被害軽減額	期待値	年平均被害軽減
谁华十	一般資産	農作物	公共土木	十岁饭苦牲鸠贺	别1寸但	期待額
1/10	4,472	139	7,576	-	-	-
1/5	2,556	79	4,329	9,576	0.100	958
1/3	0	0	0	3,482	0.133	464
	年平	^工 均被害軽源	或期待額b(百万円)		1,422

析

完成時点より50年間の年純便益と整備期間の便益を現在価値化する。 現在価値化した総便益B=34,329百万円

費用対効果分析の結果:B/C=343.3/81.8=4.198

環

地域指定状況等

境

^

の影

影響と対策

・なし

響と対策

・植生の生育を図り、水辺と野生生物の住処との間の移動経路を確保する。長沼周辺には渡り鳥が飛来する長沼があり、このことから鳥類や野生生物が生息できるよう自然環境の保全を目指す。また、長沼川は旧迫町の市街地を貫流する河川であり、住民が川に親しめるよう景観を重視した川づくりを行う。

	再評価	実施状況	
再	再評价	画実施年度	平成 1 0 年度
		答 申	継続妥当
評	答	条件	なし
価	申	別紙意見	1 審議対象事業の実施に関する意見 ・なし 2 今後の事業実施に関する意見 ・なし
		評価結果	事業継続
部	評	対応方針	なし
	評価結果	別紙意見に対する	1 審議対象事業の実施に関する意見への対応方針 ・なし
会		対応方針	2 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・なし
	再評	価実施年度	平成 1 5 年度
意		答 申	継続妥当
	答	条件	なし
見	申	別紙意見	1 審議対象事業の実施に関する意見 ・なし 2 今後の事業実施に関する意見 ・河川事業の再評価については、事業区間の広域化及び事業期間の長
^			・河川事業の再評価については、事業区間の広域化及び事業期間の長期化に伴い、事業効果がわかりにくくなっていることから、適切な事業単位とすることを検討するとともに、現在5年毎の再評価の期間を適切な期間とするよう検討すること。
ြ ၈		評価結果	事業継続
	評価	対応方針	なし
対	価 結果 	別紙意見 に対する 対応方針	1 審議対象事業の実施に関する意見への対応方針 ・なし 2 今後の事業実施に関する意見への対応方針 ・河川事業の再評価については、再評価の対象となる事業単位を現在 策定中の河川整備計画(県内各河川毎に作成される今後30年程度の
応			整備内容を定めた計画)と同じくすることや、5年ごとの再評価の期間の見直しを国と協議しながら検討していく。
	現在の	対応状況	
状	要が	があると思れ	の期間について、事業実施河川については、現期間での再評価を実施する必られる。休止河川の期間延長について国と調整を図っているが、国の事業評議業箇所は原則5年毎での評価を実施する仕組みであるとの回答で、期間の延い。また、事業区間については、河川事業の特性から一連区間の整備によ
況	リ対	〕果を発現す	ない。また、事業区間については、河川事業の特性から一連区間の整備によてる事業であり、細分して工区設定を行う事は、事業の特性と乖離する事にでは困難であり、河川毎の全体計画区間としている。
総	対応	方針	
合評価	・事業	継続	

	560																					
	S60	~	H元	H2	Н3	~	H17	H18	H19	H20	H21	H22	~	H26	H27	H28	H29	H30	~	H38	H39	H4
調査·設計																			ĺ			
用地買収	\blacksquare																					
													- 1									
放水路区間 本工事																						
(築堤·掘削·護岸工)																						
その他 (樋門・橋梁・樋管)																						
放水路上流区間	\vdash																					
本工事費												L										
(築堤·掘削·護岸工)	\vdash																					
その他 (樋門・橋梁・樋管)											L											
<u></u>		- TZ 1	+ 1		Ε \	ı														•		
	回(
 今	回(平月	戎 2	0 £	₹)																	

